

氏名 _____

令和3年11月10日実施 関東運輸局法令試験問題
(特定指定地域・京浜交通圏)
解答用紙

I

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	
36		37		38		39		40	

II

41		42		43		44		45	
----	--	----	--	----	--	----	--	----	--

令和3年11月10日 関東運輸局法令試験問題
(特定指定地域・京浜交通圏)

- (注意事項) 1 本試験問題については、特段の指示がない限り、令和3年5月1日現在で施行されている法令等に基づくものとする。
- 2 本試験問題中「個人タクシー事業」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー)」とする。
- 3 本試験問題中「個人タクシー事業者」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業者(1人1車制個人タクシー)」とする。
- 4 本試験問題中「タクシー」とあるのは、タクシー業務適正化特別措置法の問題を除き、「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車」とする。

I 次の1から40までの文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- 1 タクシー業務適正化特別措置法は、タクシーの運転者の登録を実施し、指定地域において輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験を行うとともに、特定指定地域においてタクシー業務適正化事業の実施を促進すること等の措置を定めることにより、タクシー事業の業務の適正化を図り、もって輸送の安全及び利用者の利便の確保に資することを目的としています。
- 2 道路運送法等の法令違反により期限更新で1年後の許可期限を付された個人タクシー事業者は、期限更新日から6ヶ月以内に地方運輸局等が主催する研修を受けることが義務付けされます。
- 3 旅客自動車運送事業者は、事業報告書及び輸送実績報告書を毎年5月31日までに行政庁に提出しなければなりません。
- 4 道路運送法の目的には、旅客自動車運送事業者の利益を保護することが含まれています。
- 5 道路運送法における一般旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の3種類の事業のことをいいます。

- 6 個人タクシー事業者は、旅客の請求に応じ運賃又は料金の額を記載した領収証を発行した場合、その発行枚数を乗務記録に記録しなければなりません。
- 7 旅客自動車運送事業運輸規則においては、一般乗用旅客自動車運送事業者に対して、タクシー車内に運賃及び料金並びに運送約款を旅客に見やすいように表示することが義務付けられています。
- 8 個人タクシー事業者が、運賃及び料金をクレジットカードにより精算しようとするときは、道路運送法に規定する手続きが必要です。
- 9 自動車点検基準に規定する日常点検基準においては、タクシーのブレーキについては、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行えばよいこととなっています。
- 10 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供してはなりません。運送の途中において当該事業用自動車に故障が発生した場合に、これらの器具及び部品を容易に供給することができるとき、又は旅客の運送を容易に継続することができるときは、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供することができます。
- 11 個人タクシー事業者が現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更する場合は、道路運送法に規定する認可手続きが必要です。
- 12 道路運送法には、個人タクシー事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定めたときは、遅滞なく、届け出なければならないことが規定されています。
- 13 タクシー乗務員は、タクシーに乗務したときは、乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離などを乗務記録に記録しなければなりません。天候については記録する必要はありません。
- 14 個人タクシー事業者は、適正化事業実施機関（東京地域は公益財団法人東京タクシーセンター、横浜地域は一般財団法人神奈川タクシーセンター）からの通知等に従わず、負担金及び延滞金を納付しない場合には、当該適正化事業実施機関からの申し立てにより、関東運輸局長から負担金及び延滞金を納付するよう命ぜられることがあります。

- 1 5 自動車点検基準に規定する日常点検基準においては、タクシーのウインド・ウォッシャー及びワイパーについては、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行えばよいこととなっています。
- 1 6 時間距離併用制運賃は、一定速度以下の走行速度になった場合の運送に要した時間を加算距離に換算し、距離制メーターに併算します。
- 1 7 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、運賃及び料金は、いかなる場合でも、運賃料金メーター器の表示額によることが規定されています。
- 1 8 「再発防止対策」は、事業用自動車に係る事故が発生した場合に記録しなければならない事項の1つです。
- 1 9 個人タクシー事業者が、1個の契約により営業区域内で乗車した3人の旅客のうち、1人を営業区域内で下車させ、残りの2人を営業区域外の別々の場所で下車させる運送行為は、道路運送法違反ではありません。
- 2 0 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であっても、個人タクシー事業の許可を受けることができます。
- 2 1 タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の事業者は、事業者乗務証を他人に譲り渡しても、貸与してもよいことになっています。
- 2 2 自動車事故報告規則の規定では、事業者は、自動車が転覆又は転落する事故を引き起こした場合には、30日以内に自動車事故報告書を提出するほか、電話等の適当な方法によって24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸支局長に速報しなければならないこととなっています。
- 2 3 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客の利便を図ることを目的の一つとしています。
- 2 4 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、事故の場合の処置について、明確に定めなければなりません。

- 25 一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法に基づく命令に違反したときは、許可を取り消されることがあります。
- 26 道路運送法の規定では、許可又は認可に付された条件又は期限は変更することができるかとされています。
- 27 タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の個人タクシー事業者は、同法に違反したときであっても、当該事業の許可を取り消されることはありません。
- 28 個人タクシー事業者は、道路の損壊により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたとき、一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款では、これによって旅客が受けた損害を賠償する責任を負わないと定められています。
- 29 迎車又は無線待機の状態において、タクシー運転者は「回送板」を掲出することはできません。
- 30 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を整理して2年間保存しなければなりません。
- 31 事業を休止中の個人タクシー事業者が、営業所の位置の変更を行いました。この場合、休止中であっても事業計画変更の手続きが必要です。
- 32 個人タクシー事業者の運送約款には、運送の引受けに関する事項を定めなければなりません。
- 33 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称を旅客に見やすいように掲示しなければなりません。
- 34 旅客自動車運送事業者は、旅客の運送中に天災その他の事故により当該旅客に死傷者のあるときは、すみやかに応急手当をした場合、保護する必要はありません。
- 35 個人タクシー事業の許可期限の更新申請書には、自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書を添付すれば自動車運転免許証の写しの添付の必要はありません。

- 36 行き先を告げることができない泥酔者であって、他の旅客の迷惑となるおそれのある者に対しては、運送の引受けを拒絶することができます。
- 37 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、その服装について遵守しなければならない規定はありません。
- 38 道路運送車両法の規定では、自動車の使用者は、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、地方運輸局長から、保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ぜられることがあります。
- 39 事業用自動車の所有者の住所に変更があったときは、道路運送車両法の規定に基づく移転登録の申請をしなければなりません。
- 40 タクシー業務適正化特別措置法に基づく個人タクシー事業者乗務証は、タクシーの前面ガラスの内側に、個人タクシー事業者乗務証の表をタクシーの内部に、裏を外部に向けて、利用者に見易いように表示しなければなりません。

II 次の条文の41から45までの（ ）内に入る正しい字句を下欄から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

(道路運送法)

第三十三条 一般旅客自動車運送事業者は、その(41)を(42)に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため(43)させてはならない。

2 一般旅客自動車運送事業者は、事業の(44)その他いかなる方法をもつてするかを問わず、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を他人にその名において(45)させてはならない。

ア 譲渡	イ 経営	ウ 利用
エ 法人	オ 承継	カ 貸渡し
キ 他人	ク 事業用自動車	ケ 名義
コ 使用		

**令和3年11月10日実施 関東運輸局法令試験問題
(特定指定地域・京浜交通圏) 模範解答**

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

なお、実物の解答用紙の様式は用紙がB4サイズ縦で横10マスの4行ですが、A4サイズだと窮屈なので従来通り5マス8行のままにしています。

I

1	○ 特1	2	○ 期限更新	3	× 報告2	4	× 運1	5	○ 運3
6	× 輸25	7	× 輸4	8	× 規定なし	9	× 点検別表	10	○ 輸43
11	× 運11	12	× 運9-3	13	○ 輸25	14	○ 特37	15	○ 点検別表
16	○ 運賃制度	17	× 約款5	18	○ 輸26-2	19	○ 運20	20	× 運7
21	× 特施34	22	○ 事故2+3+4	23	○ 輸1	24	× 運施4	25	○ 運40
26	○ 運86	27	× 特52	28	○ 約款9	29	○ 輸50	30	× 輸3
31	○ 運15	32	○ 運施12	33	○ 輸42	34	× 輸19	35	× 期限更新
36	○ 輸13	37	× 輸50	38	○ 車54	39	× 車12+13	40	× 特施12+35

II

41	ケ	42	キ	43	ウ	44	カ	45	イ
----	---	----	---	----	---	----	---	----	---

■ 新型設問は見当たりません。句読点や送り仮名の違いのみであれば既出扱いです。